

監 査 報 告 書

道北地方山岳遭難防止対策協議会会則第9条第5項の規定により、令和6年度の収支決算に関する会計諸帳簿及び証拠書類を監査した結果、適正に執行されているものと認めます。

上記のとおり報告します。

令和 7 年 5 月 29 日

監 事

上村 正人



道北地方山岳遭難防止対策協議会 会長 嶋田 貴洋 様